

# 指定校変更と 区域外就学について

## (2) 変更できる特別な事情

| 特別の事情                                                                                | 承認する変更期間                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ① 転居する場合で、当該転居前の指定校へ引き続き就学を希望する場合(②、③及び⑤の場合を除く。)                                     | 学期末(保護者から特に希望があった場合で教育委員会が必要と認める場合にあっては年度末)までの期間 |
| ② 小学校第5学年又は中学校第2学年の冬季休業日の初日以後に転居する場合で、当該転居前の指定校へ引き続き就学を希望する場合                        | 卒業までの期間                                          |
| ③ ②の事情により卒業までの期間指定校の変更を承認された兄又は姉のある児童又は生徒が、当該兄又は姉とともに転居する場合で、当該転居前の指定校へ引き続き就学を希望する場合 | 当該兄又は姉の卒業までの期間                                   |
| ④ 概ね6か月以内に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の住所の存する通学区域の学校への就学を希望する場合                            | 転居するまでの期間                                        |
| ⑤ 住宅の建替え等の理由により一時的に転居し、概ね6か月以内に転居前の住所へ戻ることが確実な場合で、当該転居前の指定校へ引き続き就学を希望する場合            | 当該転居先から転居前の住所へ戻るまでの期間                            |
| ⑥ 保護者の勤務等の事由により、当該児童の下校後の保護に欠けるために親類等の自宅から通学する場合で、当該親類等の自宅の存する通学区域の学校へ就学を希望する場合      | 当該事由が存する期間                                       |
| ⑦ 特別支援学級に入級を必要とする場合で、指定校にその設置がない場合                                                   | 当該事由が存する期間                                       |
| ⑧ 疾病、障害等の身体的理由により通学、通院等の利便性を確保するために、指定校以外の学校への就学が必要と認められる場合                          | 当該事由が存する期間                                       |
| ⑨ いじめ又は不登校を解消するために指定校以外の学校への就学が必要と認められる場合                                            | 当該事由が存する期間                                       |
| ⑩ 帰国子女や外国人児童生徒で、教育環境面での配慮が必要な場合                                                      | 当該事由が存する期間                                       |
| ⑪ その他教育委員会が特に必要と認める場合                                                                | 教育委員会が認める期間                                      |

### ■手続き方法

印鑑をお持ちのうえ、教育委員会の学務課で手続きをしてください。  
事由により添付書類が必要な場合がありますので、事前に学務課にご相談ください。  
申請書は学務課にあります。

### ■決定

教育委員会は、申請書の内容を審査して、承認または不承認の決定を通知します。

### ■条件

登下校時における事故等には、細心の注意を払い、保護者の責任において対応をお願いします。  
申請事由が消滅したときは、速やかに報告をお願いします。

〈お問い合わせ〉 京極町教育委員会 学務課 TEL42-2700

京極町教育委員会は、児童生徒の小・中学校の就学については、京極町立学校の通学区域等に関する規則に基づき、住所により就学する学校を指定します。

この指定された学校を「指定校」といいます。

### ■指定校変更と区域外就学について

指定校については、「指定校変更」または「区域外就学」という制度で、審査のうえ許可基準を満たしている場合に変更することができます。

|               |                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <b>指定校の変更</b> | 京極町に住民登録がある方で、事由により指定校以外の京極町立学校へ通学する制度                                        |
| <b>区域外就学</b>  | 京極町以外に住民登録がある方で、事由により京極町立京極小・中学校へ通学する制度。<br>※京極町に住民登録がある方は、他市町村教育委員会へ申請が必要です。 |

### (1) 通学区域

| 学校名    | 通学区域                                                              |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 京極小学校  | 京極町字京極、字三崎、字春日、字北岡、字松川、字大富、字錦、字更進の一部、字川西の一部、字東花、字甲斐、字脇方、字中岳       |
| 南京極小学校 | <p><b>南京極小学校通学区域</b><br/>(黒線の内側)</p> <p>京極町字更進の一部、<br/>字川西の一部</p> |
| 京極中学校  | 京極町全域                                                             |